

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成28年第2回習志野市農業委員会総会は平成28年2月23日(火)  
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時より

1. 委員の出欠席 17名中 14名出席 欠席 2名

※ 15番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 13番 小川 孝雄 14番 荒原 ちえみ

1. 議案審議結果

上 程 9件 承 認 9件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0  
件

1. 閉会時間 午 前 11時30分

1. 議案案件

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)  
議案第4号 特定農地貸付承認申請について(市民農園)  
議案第5号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について  
議案第6号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について  
議案第7号 生産緑地のあっせんについて  
議案第8号 習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について  
議案第9号 非農地証明願について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>平成28年 第2回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 JA千葉みらい習志野支店の建替えにより、この会議室での、最初の総会になります。</p> <p>以前と比べますと狭くはありますが、各委員との間が緊密になり活発な総会になることを期待しております。</p> <p>なお席次については、番号順とさせていただきます。</p> <p>去る1月22日に開催されました農業士等協会・認定農業者・JA千葉みらい習志野支店青壮年部との意見交換会ご苦労様でした。</p> <p>毎年開催しておりますが、会議室等時間の関係もありましたが、皆様の意見を十分聞き入れられたかと思っておりますが、毎年継続して参りたいと思っております。</p> <p>今回の総会は、9件の議案の提出があり、全員での現地調査案件3件、各地域での委員の現地調査案件4件の計7件ありました。委員の皆様、大変ご苦労様でした。</p> <p>それでは議事にはいります。</p> <p>本日は4番 合間 正秋委員、8番 葛城 芳一委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>よって2名の欠席と1名の欠員を含め17名中14名の出席であります。よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により、議長より指名させていただきます。</p> <p>13番 小川 孝雄委員、14番 荒原 ちえみ委員の両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は、9件でございます。</p> <p>議案説明の前に皆様にお諮りいたします。 議案第1号・2号は同一の転用に伴う案件でございますので、一括で議案説明をしたいと思っておりますが宜しいでしょうか。</p>
各委員	異議なしの声
議 長	ありがとうございます。



	<p>3 転用計画 専用住宅 1棟</p> <p>4 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●丁目●●番●号 ● ●● 同 上 ● ●●</p> <p>譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●丁目●●番●号 ● ●●● ●●●●●●●●●●●●●●丁目●●番地 ●● ●●●</p>
議 長	次に、現地調査報告を6番 伊東 壽委員、お願いします。
伊東壽委員	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について、併せて、現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成28年2月16日に、廣瀬会長をはじめ12名の委員と事務局2名、申請人側から ● ●●氏 他2名の計17名の立会で行ってまいりました。</p> <p>申請地につきましては、案内図にもありますとおり、●●●●●●●●●●の●●にあります住宅地に隣接した農地でございます。</p> <p>申請の内容は、農地法第4条の規定によって、道路部分として一部セットバックをし、農地法第5条の規定によって専用住宅を建設するものです。</p> <p>譲受人の ● ●●氏につきましては、現在、勤務先に近い●●●●の社宅に住んでおり、本年11月に退職をする予定であり、妻 ●●氏及び義理の妹の●●●●氏が所有している農地に、自己居住用の専用住宅を建設するため、今回、申請がされました。</p> <p>なお、他には土地を所有していないこと、及び新たに土地を所有することは困難であるため、当該申請地が最適地と判断されたと聞いております。</p> <p>また、●●●●●●●●期間は、平成●●年●月●日から平成●●年●月●●日までの●●年間ということです。</p> <p>以上、議案第1号及び議案第2号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で、よろしくご審議のほど お願いいたします。</p>
議 長	<p>伊東 壽委員、調査報告ご苦労様でした。</p> <p>次に、事務局より詳細な説明をお願いします。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	…参考資料により詳細説明…
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>事務局で農地転用許可制度の資料を作成していますが、</p>

	説明しますか。
事務局長	はい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>…農地転用許可制度について資料により説明。</li> <li>・農地法第4条、第5条について</li> <li>・立地基準について</li> </ul>
議長	ありがとうございました。 説明していただきましたが、質問等ございますでしょうか。 荒原委員何かございますか。
荒原委員	特にはないです。
議長	はい、立崎委員どうぞ。
立崎委員	この土地は、農地として耕作していたところですか。
議長	していました。
立崎委員	所有者が遠い方ですね。
議長	耕作というか管理をしていました。
立崎委員	今、説明の資料の中で第3種農地の要件におおむね300m以内に鉄道の駅、軌道の停車場または船舶の発着地が存することとありますが、その規準を超えた場合にはどうなんですか。
事務局長	はい、こちらはおおむねということで、300mおおむね300mまでは原則許可となっております。ただし、300m超えた場合には第2種農地という扱いになります。 近接する農地ということで第2種農地となります。 第2種農地になりますと条件が厳しくなしまして、その土地でなければ転用ができないという、何ヶ所かあたってこの場所しかないという事になれば第2種農地でも建築できます。 ただ、第3種農地につきましては原則許可と言うことになります。 市役所とか鉄道の駅の改札口から300m、高速道路の出入口から300mにつきましては、市街化が見込まれるという事で、農地転用にも要件が緩和されています。 前回の第3種農地で鷺沼台も許可されましたが、第3種農地の要件として4m以上の道路に接し、水道、下水管、ガス管が2種類以上埋設された場合につきましても宅地化の要件を備えておりますので、第3種農地の扱いとなります。

議 長	はい、立崎委員どうぞ。
立崎委員	こういうケースと言うのは過去にもあったのではないかと思うのですが、手続き上は、クリアーされていても、その後、財産の処分したというようなことがあったとした場合にその追跡の調査と言うのはしてるのでしょうか。
議 長	事務局どうぞ。
事務局長	今回のケースは、戸建で本人が住む家ですので、何十年間も住まわれると思いますけれどもいったん農地転用し、地目が宅地となると、農地法から外れてしまいますので、一般の宅地という事になりますので、その後の調査、把握はしておりません。
議 長	立崎委員から、転用後追跡していないのかという事で質問がありました が、関連したことで、ご意見ある方はいらっしゃいますか。 三代川委員どうぞ。
三代川彦博 委員	今、立崎委員さんが心配されてましたけれど、たぶん事実あったと思います。 自分の近くでも転用して、面積が大きい割にはということで、業者さんとの話があるのでは ないかと噂されていたことがありました。 でも、そこまでは農業委員会の立場ではできないと思います。
議 長	そうですね。 何か補足ありますか。
事務局長	一部不自然な形で、●●●●ー●というところが全部持っていたんです。 最小限の基準があります。それは、建築面積の22分の100までは転用が認められ る。それ以上は、上限は500㎡までの転用しか許可は出さないということでございま す。ですから、まだ●●●●ー●と言う農地が残っています。そんなことで一部だけと いう事になっております。
議 長	考え方としてはまだ、畑も残っているし、畑もこれから利用しようというこ とで一部解除ということですね。
事務局長	そうです。 ここは、あくまでも申請の時にここだけしかないということで、申請でございますので、 申請者の方も鷺沼出身の方ですので、相続させた農地かなというところですよ。
立崎委員	申請の時にきちんと書類が整っていれば、受けるしかないということですね。

<p>事務局長</p>	<p>あくまでも、申請者の転用する権利がありますので正式に書類が整って、申請要件を満たしていれば、私どもも、受けざるを得ないというところがあります。</p> <p>手続き的には、農業委員会で許可相当として県に進達する事になります。</p> <p>また、県の内部で審査会をして、これは適正かどうかを審議します。</p> <p>工事が完了しましたら、目的どおりの住宅と道路になっているか完了報告書を提出させ最終的には地元の農業委員さん同席、立ち会いのもと確認し、それで転用行為が終了したということになります。</p> <p>その後不動産登記簿が宅地になってしまえば、農地から外れたという事になります。</p>
<p>相原委員</p>	<p>参考までに教えていただきたいのですが。</p>
<p>議長</p>	<p>相原委員どうぞ。</p>
<p>相原委員</p>	<p>登記簿上の農地から宅地に変わりますよね、それはどこで変わるのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、まず第5条ですと、転用許可書が農業委員会に出たら所有権移転申請をし不動産登記は、現況主義なので建物があらかた完成した時点で変わると聞いております。</p> <p>それ以前は申請しても現況で判断しますので地目は変わらないと聞いております。</p>
<p>議長</p>	<p>完了報告書は事務局でもらうし、地元の農業委員で間違いなく、終了していることを確認しています。</p> <p>その後完了報告書を県に提出して報告をしています。</p> <p>あくまでも許可申請が出てきた時と完了報告までが、我々、農業委員会の仕事だと思いますが。</p> <p>ご意見・ご質問等が他に無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>……各委員・挙手……</p>
<p>議長</p>	<p>全員の賛成を持ちまして、 議案第1号と議案第2号につきましては許可相当と決しました。 よって本案件につきましては、県に進達いたします。</p>





	<p>り、申請がされたと聞いております。●●が建ててから三十数年経過していて、老朽化と、●●●の●●の強化等を鑑みまして新しくすることになりました。</p> <p>以上で、議案第3号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>飯生 良委員、現地調査報告ご苦労様でした。</p> <p>飯生 正己職務代理者も実籾地区ということで立ち会って頂きました。職務代理いかがですか。</p>
飯生職務代理	<p>先程、写真で皆さん見ていただいたと思いますが、状況としては、準備している様子など、建物などは何も建っていないのですが、公共的な工事なので、問題ないのかなと見てまいりましたけれども。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。</p>
事務局	<p>…参考資料により詳細説明…</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号について質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>相原委員どうぞ。</p>
相原委員	<p>ここはこの間やったところの奥じゃないですか、平成29年4月30日までと いうことで、期間が過ぎてしまったら撤去するじゃないですか、農地の復元というのは、 どんなふうにするのでしょうか。</p>
飯生良委員	<p>今、鉄板がひいてあって、鉄板をとればできます。</p>
相原委員	<p>それで、外すと耕作することができるものなんですか。コンパネみたいなものですか。</p>
飯生良委員	<p>そうです。</p>
議長	<p>皆さん質問よろしいですか。</p>
飯生良委員	<p>重機を入れるために入口を広くして鉄板をひいてあるだけなので。</p>
議 長	<p>事務局に確認いたします。</p>





議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第4号について質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>立崎委員どうぞ。</p>
立崎委員	<p>こういうケースは、前にも審議したように思いますが、それ以前にこういうケースはあったのでしょうか。</p>
事務局長	<p>……市民農園開設について資料により説明。 前回と今回の申請内容の違いについて説明……</p>
議 長	<p>説明ありがとうございました。 事務局から説明ありましたが何かございますでしょうか。 立崎委員どうぞ。</p>
立崎委員	<p>申請者の●●●●●●●●●●ですか、●●に●●があるということですが、遠距離でどういう管理をするのでしょうか。</p>
議 長	<p>それについては、現地調査でも聞いたのですが、事務局どうぞ。</p>
事務局長	<p>管理の方は●●●●●●●●●●でやるという事ですが、●●に●●●●ている訳ではないと思いますが、その辺はしっかりやるという事です。</p>
飯生良委員	<p>指導者みたいな人がいて、ほぼ常駐で指導するそうです。</p>
議 長	<p>要するに何も持たずに来て、農具も全て揃っていて楽しんでくださいという形で値段も少々高いという事を言っていました。</p>
飯生良委員	<p>いわゆる、●●●●●のような形になっているんじゃないですかね。 畑が●●㎡で様い土地なので、苗木の調達や肥やし道具など全部用意してくれるようですね。</p>
立崎委員	<p>こういうケースで、おそらく●●●●●がやっている訳で、●●●●●でこのような事をやろうとしているんですよね。</p>
議 長	<p>しているんです。</p>

飯生良委員	今、はやっています。
立崎委員	それが、例えばどの程度の規模でやっているのかということもあって手が廻るのかなと という気がするんですがね。
飯生良委員	今、●●●●で、どんどん広がっているんですよ。
相原委員	ちょっと気になったので聞きたいんですが、●●区画あるじゃないですか、そんな簡単に 市民農園利用者がはいるものですかと聞いたら、はいらない場合には、自分たちで いろいろなものを作り、作ったものは販売するのではなく、すべて持ち帰りますと言って いました。要は販売目的で耕作することはありませんということをしていました。
議 長	喜んで農家体験をしてください、逆に農家は非常に大変なんですよとい う事を実感してくださいというような話をしていましたね。 ●●●●●●では●●で●●●●●●開設中ですよ。 立崎委員はこんなに手を拡げて大丈夫なのかと心配しているのだと思う のですが。
相原委員	最初は週に二日ぐらい常駐して利用者が増えてくれば、日数を増やして常駐しなけれ ばいけないかもしれないとは話していました。
三橋喜左衛門 委員	夏場は草が出ますからね。
事務局長	少し補足させてください。 水は、水道ではなく井戸という事ですが、市の環境保全課でポンプ式の井戸で大量の 水を使うわけだはないので大丈夫だという事でした。 あと、現地調査で気がつかれたと思うのですが、ここは道がかなり●●から●●●● ●●に抜ける道になっていますので車は原則利用することはできません。という事は 申しておりました。また、近くに●●●●とか、●●●●●●とかありますがそちらには 駐車しないよう厳しく言うということはおっしゃいました。 隣接箇所もきれいに管理されていますので、草が出ないようにという事の指導はさせて いただいております。
議 長	何か質問ありますでしょうか。 荒原委員どうぞ。
荒原委員	貸し農園ということで、皆さん借りてされることはいいと思うのですが、●●㎡で●●区 画とありますが、1区画が●●㎡についてはどうなのでしょう。

	<p>他と比べてどうなのかという事と貸付賃料が高いなと思ったのですがこれは相場ですか。</p>
議 長	<p>事務局、一般的には30㎡くらいですよ。</p>
事務局長	<p>市の市民農園は30㎡で、年間10,000円です。</p>
荒原委員	<p>そうするとここは高いという事になりますね。</p>
議 長	<p>業者が、一切合財揃っています、非常に高いと思われませんが、何も心配はいりません、作った物はお持ち帰りしていただきます。と言っていました。</p>
事務局長	<p>貸付賃料につきましては、付帯費用とか人件費サービスがついていてその分は上乗せされているという事が前提となっています。</p> <p>●●の●●●●は個人でやっていて若干安いです。</p> <p>この金額につきましては、質問してみたのですが、あまりに安いと荒れてしまうとか、グレードを高く持っていきたいという事でした。</p> <p>金額については、このままずっといくわけではなく変えていくこともありますということでしたが一年間はこの金額でいくと言っていました。</p>
荒原委員	<p>市民農園をつくることに関しては、作りたいという皆さんにとって良いことだと思っていて賛成なんです、この場所に皆さん交通手段は何を使ってくるのかとか自転車とか使ってきた場合にどこに止めるのかなと言うことが心配なのですが。</p>
事務局長	<p>フリースペースがあるのでそこにとめるようになるとの説明でした。</p>
各委員	<p>・・・料金について、高いのではないかという意見、この金額で区画がうまるのかというような意見あり・・・</p>
議 長	<p>職務代理何か補足意見ありますか。</p>
職務代理者	<p>料金が安いのか、高いのかというその辺が問題になるんですけども、たとえばもう少し安くできないのか、その件に関して今回、差し戻すのかという事になるのかという事になると思うのですが、ここで、皆さんに考えて頂きたいのは設定を安くできるかできないかということをもう少し協議した方がいいかなと思うのですが、どうでしょうかね。</p> <p>ただ、これはあくまでも市で協定を結んだ事ですから、承認するだけの感じですからねこの辺が難しい所なんですけどね。</p>
議 長	<p>職務代理、ありがとうございました。</p>

	<p>もしここで、承認した場合でも、附帯事項を設けて進達することもできるんでしょ。</p>
事務局長	<p>今回の件については、4月より種付けの時期にも入りますので、●●にとっても今回が最終リミットでもあるとっておりました。</p>
議長	<p>意見を附して回答するということですかね。</p>
立崎委員	<p>継続審査した方がいいとは思いますがね。</p>
議長	<p>相原委員どうぞ。</p>
相原委員	<p>実際この案件を賛成するにしても農地パトロールとか農業委員会としては、活動に関して、何らかの指摘なり指導はできるものなんですか。 あくまでも市民農園の扱いになるんですね。</p>
職務代理者	<p>市民農園制度の概要の7ページに農園利用計画による開設と言う中で「農地を所有していない者が開設する場合は、農地の所有権または使用収益権の設定には農業委員会の承認が必要です」と記載されています。 また、開設にあたっては、次の要件を満たす必要がありますよという中で、「一定の条件(利用期間や利用料金等)で行なわれること。」とありますのでもう少し検討して、附帯事項として添付して承認するような形で行くしかないと思うのですがいかがですかね。</p>
議長	<p>今、職務代理者から非常に良い提案がありました。 どうでしょうか。</p>
立崎委員	<p>この金額で借りる人がいるのかなと思うんですが。</p>
飯生良委員	<p>利用者の方がそれで良ければいいんじゃないんですかね。</p>
荒原委員	<p>継続審議にするのか、職務代理者のご意見のように附帯事項を附して賛成するかの二通りあると思うのですが、判断に迷うのですけれども。</p>
議長	<p>農家と言えは種付けをする時期になりますし、進めざるをえないかなと思いますかね。 差し戻しでなく、附帯事項を附して回答するしかないと思いますけれども。 三代川彦博委員どうぞ。</p>

<p>三代川彦博 委員</p>	<p>現実、農地の保全を大事なことなので、逆にこのままほおっておくと又耕作放棄地とか遊休農地となってしまうことが確実と言うか、そちらのうが心配されるような気がするんですよ、そうなる周囲にも余計迷惑をかけてしまうと思うので、附帯事項をつけて進めた方が農地の保全につながると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見・ご質問等が他に無ければ採決に入ります。 議案第4号「特定農地貸付け承認申請について」承認することに、賛成の方は挙手願います。</p> <p>……各委員・挙手……</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第4号につきまして承認することに決しました。 なお、承認するにあたり本総会にて出された意見を附してください。 よって本案件につきましては、申請者に対し承認書を交付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場が無いので、車での利用は出来ないこと。</li> <li>・近隣農地に対し迷惑を及ぼすことの無いようにすること。</li> <li>・その他</li> </ul>
<p>事務局長</p>	<p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について議案説明をお願いします。</p> <p>議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>平成28年2月8日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。</p> <p>申請者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●(●●歳)</p> <p>買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●</p> <p>買取り申し出予定生産緑地 習志野市●●●●丁目 ●●●●番● 地目： ● 地積 ●●●●m<sup>2</sup></p> <p>登記内容 権利者 ●● ●●</p> <p>申し出事由</p>



	<p>平成22年6月に主たる従事者の ●● ●●氏が身体的故障により当生産緑地一部解除がされました。</p> <p>その後の主たる従事者である●● ●●氏も持病の腰痛が悪化し、農作業に従事することができなくなったため、今回、残りの生産緑地の全部を解除したく、証明願を行うものです。</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、現地調査報告を6番 伊東 壽委員よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について現地報告をいたします。</p> <p>調査は、平成28年2月16日に申請者である● ●●●氏 立ち会いのもと、鷺沼地区委員であります廣瀬会長と私の農業委員2名と事務局2名の計4名で行って参りました。今回の案件は、平成22年6月に当時の主たる従事者であった●● ●●氏が身体的故障により、当該生産緑地の一部が解除されました。</p> <p>その後主たる従事者となった、今回の申請者であります、●●の● ●●●氏も医師の診断により、農作業に従事することができなくなったため、今回、残りの生産緑地についても解除したく、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を行うものと聞いております。以上で、議案第5号の現地報告とさせていただきます。皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議	<p>伊東 壽委員、現地調査報告ご苦労様でした。</p> <p>事務局は、補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>…資料により説明…</p>
議 長	<p>質問等がありましたら、挙手願います。</p> <p>質問等がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第5号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の発行について、賛成の方の同意を求めます。</p> <p>証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第5号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は、</p>

	<p>同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p> <p>次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について議案説明をお願いします。</p> <p>事務局長 議案第 6 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>平成28年2月5日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。</p> <p>申請者 ●●●●●●丁目●番●号 ●● ●●●●(●●歳)</p> <p>買取り申し出事由の生じた者 ●●●●●●丁目●番●号 ●● ●(●●歳)</p> <p>買取り申し出予定生産緑地 習志野市●●●●●●丁目 ●●●●番●の一部 地目: ● 地積: ●●●㎡の内●●●.●●●㎡ 習志野市●●●●●●丁目 ●●●●番● 地目: ● 地積: ●●㎡ 合 計 2筆 ●●●.●●●㎡</p> <p>登記内容 権利者 ●● ●●●●</p> <p>申し出事由 主たる従事者の ●● ●氏が平成27年3月に怪我により農作業に従事することができなくなり、従たる従事者の● ●● ●●●氏一人では現在の生産緑地をすべて耕作することが困難であるため、今回生産緑地の一部を解除したく、証明願を行うものです。</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。 続きまして、現地調査報告を 11 番 飯生 良委員より お願いします。</p>
飯生良委員	<p>議案第6号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について現地報告をいたします。 調査は、平成28年2月16日に申請者である●● ●●●●氏 と御子息の立ち会いの</p>

	<p>もと、実籾地区委員であります、飯生職務代理と私と農業委員2名と事務局2名の計4名で行って参りました。</p> <p>今回の案件は、主たる従事者の ●● ● 氏が平成27年3月に医師の診断により、農作業に従事することができなくなり、●の●● ●●●氏 一人では現在の生産緑地をすべて耕作することが困難であるため、今回、生産緑地の一部を解除したく、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を行うものと聞いております。以上で、議案第6号の現地報告とさせていただきます。</p> <p>皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>飯生 良委員ご苦労様でした。</p> <p>職務代理何かありますか。</p>
職務代理者	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局は、補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>場所につきましては、案内図にありますとおりです。</p> <p>申出事由につきましては、先程、調査報告にありましたとおりでございますが、住まいが●●●●●で、電車、自転車等で通いながら管理されていたのですが、主たる従事者である●● ●さんがけがをされたことで農業に従事することができなくなり、奥様の●● ●●●さん 一人では耕作することが困難ということで、出来る範囲を残し一部解除するための証明願となりました。</p>
議 長	<p>生産緑地としてはもう一筆あることで残るんですね。</p>
事務局	<p>はい、500㎡あれば生産緑地として残ります。</p>
議 長	<p>質問等がありましたら、挙手願います。</p> <p>質問等がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第6号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の発行について、賛成の方の同意を求めます。</p> <p>証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第6号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は、同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p> <p>続きまして、議案第7号 生産緑地のあっせんについて</p>

<p>事務局長</p>	<p>を議題といたします。 事務局より、議案第7号の朗読をお願いします。</p> <p>議案第7号 生産緑地のあっせんについて 所在地 習志野市●●●●●丁目●●●●●番●の一部（●●●●●第●生産緑地区） 地目 畑 面積 ●●●m<sup>2</sup>のうち●●●m<sup>2</sup></p> <p>申請者 習志野市●●●●●丁目●番●●号 ●● ●●● 習志野市●●●●●丁目●番●●号 ●● ●● ●●●●●●●●●●丁目●番●一●●●●号 ●● ●● 習志野市●●●●●丁目●番●●号 ●● ●</p> <p>面積 ●●●m<sup>2</sup>（●●●坪）</p> <p>買取希望額 希望額 ●●, ●●●, ●●●●円 m<sup>2</sup>単価 ●●●, ●●●●円 坪単価 ●●●, ●●●●円</p> <p>用途地域 第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）</p> <p>当初の申し出事由（生産緑地の主たる従事者の証明） 平成27年第12回総会（12月）において、議案第1号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。</p> <p>期 限 平成28年3月24日（木）までに回答</p> <p>生産緑地法第10条の規定に基づき、平成27年12月25日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。 よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回、3月の総会で、あっせん結果の報告を求めることになります。</p>
-------------	--

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局から詳細説明があればお願いします。</p> <p>資料により場所の説明……</p>
<p>議 長</p> <p>三代川正夫 委員</p>	<p>これより、議案第7号について審議にはいります。 ご質問ある方は、挙手をお願いします。 三代川正夫委員どうぞ。</p> <p>農業経営者とかにあっせんはどうかという事ですよ。 内容がちょっと違うかも知れないのですが、都市計画審議会で話し合いがあったと思うのですが、都市計画審議委員、飯生 良委員が出られてると思うのですが、どうなん でしょうか。</p>
<p>飯生良委員</p>	<p>案件があがっていませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、この案件につきましては 皆様で地域に持ち帰り買取申出者がいるか確認いただき、 来月の総会で結果の報告を求めることとなりますので よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第8号 「習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」 を議案とします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第 8 号 習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について</p> <p>平成28年2月4日付け農政第697号により、習志野市長から農業委員会会長あてに、習志野市農業振興地域整備促進協議会の委員の任期が平成28年3月31日をもって満了するため、農業委員会より2名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求めらる。</p> <p>平成28年2月23日提出</p> <p>選出人数            2名 委員の任期        平成28年4月1日から平成30年3月31日まで</p>

議 長	<p>事務局 ご苦勞様でした。</p> <p>「習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」 どの様に取り計らうか、お尋ねいたします。</p> <p>現委員は、4番 合間 正秋委員、6番 伊東 壽委員 の2名でございます。</p> <p>何方か、ご意見等のある方は挙手願います。</p> <p>13番 小川 孝雄委員</p>
小川委員	<p>現委員の方に引き続き委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>只今、小川 孝雄委員より、平成29年10月6日に我々農業委員の任期 が満了いたしますが、それまでの間、現委員2名には継続して 頂きたいとのご意見でございますが、如何でいたしますか。</p>
各委員	<p>異議なし。 願います。</p>
議 長	<p>合間 正秋委員は本日欠席しておりますが、伊東 壽委員いかがです か。</p>
伊東委員	<p>はい、継続させていただきます</p>
議 長	<p>伊東委員から継続の意志表明をいただきました。 、合間委員には後日お知らせをいたします。 よろしく願います。 事務局、何かありましたら願います。</p>
事務局長	<p>…習志野市農業振興地域整備促進協議会について説明…</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。 ご異議ない方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第8号の 「習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」に つきましては、合間 正秋委員・伊東 壽委員2名を 農業委員から推薦いたしますので、お忙しいと思いますが よろしく願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>続きまして、議案第9号 「非農地証明願について」を議案とします。 事務局より、議案の読み上げをお願いします。</p> <p>議案第 9 号 非農地証明願について</p> <p>平成28年1月15日付けで、下記のとおり非農地証明願の提出がありましたので、 審議を求める。</p> <p>平成28年2月23日提出</p> <p>申 請 者 ●●●●●●●●●●丁目●●●●番●●●●号 ●●●●●●●●階 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●● ●●●●</p> <p>証明を受けようとする土地 習志野市●●●●丁目●●●●番 地目 ● 面積 ●●●●㎡</p> <p>非農地となった理由 当時の状況は不明であるが、数十年前より自然発生的に山林となった。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局 ご苦労様でした。 続きまして、現地調査報告を 12 番 田久保 征夫委員より お願いします。</p>
<p>田久保委員</p>	<p>議案第9号「非農地証明願」について現地報告をいたします。 調査は、平成28年2月16日に藤崎地区委員であります私と事務局2名の計3名で 行って参りました。 今回の案件は、平成23年2月10日に当該土地所有者であります ●●●● 氏が 死亡し、●●●●が相続放棄をしたため、●●●●の●●●●氏が亡、●●●● 相続 財産管理人として選任され、今回、非農地証明を受けようとする土地を管理していま す。 当該土地は、数十年前より自然発生的に現況、山林の状態になっているため、今回、 「非農地証明願」が提出されたと聞いております。 以上で、議案第9号の現地報告とさせていただきます。 皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>田久保委員、現地調査報告ご苦労様でした。</p>

	事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。
事務局	……資料・写真により詳細説明……
議長	事務局、ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第9号について質問等の有る方は挙手願います。  事務局、補足説明等がありましたら お願いします。
事務局長	現況が雑木林というのでしょうか、売ってしまうと転用になるのですが、自然発生的で現状で、これが農地、又は非農地であるかどうかというような判断を求めるものでございます。
議長	質問等ございますか。 荒原委員どうぞ。
荒原委員	以前は畑であったものが、ずっと放置されてしまっていたので、何かのきっかけで非農地証明をするという内容なんですか。
議長	事務局、いかがですか。
事務局長	こちらにつきましては、●●●●●さんということで、他にも農地を所有していたのですが、相続財産を計算しますと●●より●●●が多いということで、相続する方がおりませんでした。そこで、相続財産管理人より現状が農地でないので、非農地としての証明を求められたということです。
議長	荒原委員いかがですか。
荒原委員	●●●●さんは亡くなっているけれど、ご家族とかはいらっしゃらないということですか。
飯生良委員	●●●●です。
荒原委員	そうですか。ここまでそのままの状態でしたということは何かあったのですか。
事務局長	申請によって判断するのが農業委員会としての業務です。
議長	今、局長が貴重な意見を言っていました。



<p style="text-align: center;">事務局</p> <p>議長</p>	<p>森林原野になる前に農業委員としては、農地パトロールを今まで以上に強化して農地所有者さんに指導をして農地の保全に努めて行きたいと思います。農地パトロールよろしくお願いします。</p> <p>ご意見・ご質問等が他に無ければ採決に入ります。 議案第9号、非農地証明願いについて 証明の発行に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第9号について、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p> <p>次に、報告第1号及び第2号の 「農地転用届出書の受理通知等について」すでに 報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>報告事項について、事務局より説明等がありましたら お願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>他に何かございませんか。 ないようでしたら、これをもちまして、 平成28年第2回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>
--	--